

# 自転車安全運転チェックテスト解答

| 番号 | 解答 | 解 説   |
|----|----|---|
| 1  | ○  | 自転車は、歩車道の区別がある道路では、車道を通行しなければいけません。ただし、道路外の施設や場所へ出入りするため、やむを得ず歩道または、路側帯を横断するときは、この限りではありません。  |
| 2  | ×  | 自転車は道路（車道）の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければいけません。  |
| 3  | ×  | 自転車の運転者が児童、70歳以上の場合は歩道を通行することができます。一方で、高校生が歩道を通行する事ができるのは、道路標識や道路標示によって自転車が歩道を通行できるとされている場合及び、車道または交通の状況からみてやむを得ない場合や運転者が一定の障害を有する場合のみとなり、「基本的には車道を通行する事」になっています。 |
| 4  | ○  | 自転車が歩道を通行できる場合で、普通自転車通行指定部分が無い場合は歩道の中央から車道よりの部分を徐行して通行しなければいけません。   |
| 5  | ○  | 歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければいけません。  |
| 6  | ×  | 自転車は道路（車道）の左側部分に設けられた「路側帯」を通行することができます。路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければいけません。  |
| 7  | ○  | 自転車に乗ったまま横断歩道を横断してもよいが、ただし「横断歩道」は歩行者が横断する為の場所ですので、横断中の歩行者の通行を妨げるおそれがある時は自転車に乗ったまま通行してはいけません。  |
| 8  | ×  | 歩行者・自転車専用信号機があるときは、自転車はその信号に従って通行しなければいけません。  |
| 9  | ×  | 自転車の運転者は「前照灯等」の灯火類を確実に操作して自転車を運転しなければなりません。   |
| 10 | ○  | 自転車の運転者は他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。また、標識によって指定された場所や区間以外では、警音器（ベル）を鳴らしてはいけません。ただし、危険防止上やむを得ないときは、この限りではありません。   |
| 11 | ×  | 自転車は、一時停止の標識がある交差点では、その交差点の（停止線）の直前で一時停止し、交差車両等の通行を妨げないようにしなければなりません。   |
| 12 | ×  | 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置（ブレーキ）を備えず、交通の危険を生じさせる恐れのある自転車を運転してはいけません。  |
| 13 | ○  | 普通自転車専用通行帯が設けられている道路（車道）では、自転車はその専用通行帯を通行しなければなりません。  |
| 14 | ○  | 自転車の運転者は夜間、内閣府で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車を運転してはいけません。（尾灯をつけている場合はこの限りではない）  |
| 15 | ×  | 自転車もあおり運転（妨害運転）の罰則対象になります。  |
| 16 | ×  | 自転車も飲酒運転をした場合、罰則対象となります。  |
| 17 | ○  | 自転車は、交差点で右折する場合、その交差点において直進しようとする車両等、及び左折しようとする車両等があるときは、その車両等の進行妨害をしてはいけません。   |
| 18 | ×  | イヤホン等をしようしてラジオを聞く等安全な運転に必要な交通に関する事または声が聞こえないような状態で自転車を運転してはなりません。   |
| 19 | ×  | 「自転車は、他の自転車と並進してはならない」と道路交通法に定められています。  |
| 20 | ○  | 東京都内で自転車を利用する方は、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせた場合などの損害を賠償できる保険等へ加入しなければなりません。  |

テストの結果は、いかがでしたか？

「自転車も ルールとマナーで 事故防止」をお願いします。

